

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び教育委員会教育長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県監査委員	石	井	邦	一
同	鈴	木		将
同	澤	田		勝
同	田	中	美	和

(注意事項)

監査実施機関名 水戸土木事務所	監査実施年月日 令和6年12月24日
○監査の結果 現金領収事務について、内部統制が機能せず、領収した日付ではなく遡った複数の日付で領収書を作成するとともに、その領収書に合わせて現金出納カードを記載していたことは適切でない。	
○措置状況 露店商組合の公園使用料の領収について、営業日毎に日々徴収し、領収した日の日付けで領収書を発行することとし、許可書の裏面に記す許可条件に「公園使用料については、出店実績により日々現金で納付すること」の一文を加えて明文化するとともに、露店商組合にも説明し合意した。 今後、担当職員は、営業日毎に当日徴収することを徹底し、領収書及び現金出納カードは実際に領収した日付、金額で作成することとする。 また、銀行への払込が月を跨ぐことのないよう、梅まつり及び桜まつり期間中においては、梅環境協力金（月末日に募金箱から集金し銀行へ振り込む寄付金）の担当者が、露店営業の担当者に保管現金がないかを確認（ダブルチェック）するとともに、次長兼課長が現金出納カード及び金庫内を確認（トリプルチェック）することとする。	
監査実施機関名 県立鹿島特別支援学校	監査実施年月日 令和7年1月23日
○監査の結果 源泉所得税の支払において、内部統制が機能せず、税務署への支払手続が複数回遅延し、不納付加算金を生じさせたことは適切でない。	
○措置状況 【学校】 校長の責任の下、事務長主導により以下の再発防止策を講じた。 ・ 事務長及び各担当者が源泉徴収税等の支払スケジュールを事務室内のホワイトボードに記入し管理を徹底することで、担当者が不在の場合でも代理者が処理するなど、事務室全体で対応できる体制を構築した。特に、1月や5月など、月の初旬に休日が続く場合は、前月から余裕を持った準備と処理を実施している。 【財務課】 ・ 同様の事案が発生しないよう、令和7年3月に県立学校全校に対し注意喚起の通知を発出した。	